

## 訪問看護重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は「指定サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年度厚生省令第37号）第8条の規定に基づき、訪問看護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

### 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名	西和メディカルケアサービス株式会社
代表者氏名	尾崎 勝彦
本社所在地	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田2-7-15 TEL: 0745-70-0002 FAX: 0745-70-0050
連絡先	同上

### 2. ご利用事業所

事業所名称	訪問看護ステーション ほっとプラザ
介護保険指定事業所番号	2960590509
事業所所在地	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田2-7-15
相談者担当者連絡先	TEL: 0745-70-0051 FAX: 0745-70-0050 有地 美蘭
事業所の通常の事業実施地域	斑鳩町、王寺町、三郷町、平群町、河合町、上牧町 安堵町、広陵町

### 3. 事業の目的および運営方針

事業の目的	ご自宅での安定した生活を支援するため、看護師職員が、適切な指導訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	(1)利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう配慮してサービスの提供を行う。 (2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切に訪問看護を提供する。 (3)利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

### 4. 指定訪問看護の方針

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。また、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善に努めます。訪問看護の提供に当たり、主治医と連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。親切、丁寧な看護の提供及び必要な事項について理解しやすい指導、説明を行います。

### 5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従事者の職種	管理者（看護師兼務）、看護師
職務内容	医師の指示による医療処置（点滴、カテーテル管理等）、清潔保持や排泄援助、ターミナルケア（終末期の支援）、介護支援・相談、病状の観察、医療機器の管理、床ずれ予防、リハビリ等
勤務の体制	常勤3名以上 日勤：午前9時～午後5時 3名以上 夜間、深夜、早朝待機体制あり

### 6. 営業時間

営業日	月、火、水、木、金（年末年始、祝日除く）
営業時間	午前9時～午後5時 夜間、深夜、早朝、祝祭日の待機体制あり

### 7. 利用料

#### 【介護保険】

	基本料金(要介護)	基本料金(要支援)
時間別単位		
30分未満	471円	451円
30分以上1時間未満	823円	794円
1時間以上1時間30分未満	1128円	1090円
通算1時間30分以上 (特別管理加算の対象者のみ) *気管カニューレ・真皮を超える褥瘡・人工肛門等	1回 300円	
加算要素	早朝夜間帯加算 (午前6時～8時、または午後6時～10時)	基本料金×1.25
	深夜帯加算(午後10時～午前6時)	基本料金×1.50
	緊急時訪問看護加算	574円/月
	特別管理加算 Ⅰ：在宅麻薬等注射指導管理等を受けている状態や気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ：在宅酸素指導管理等を受けている状態 真皮を越える褥瘡の状態 人工肛門・人工膀胱を設置している状態 週3日以上点滴を受けている状態	Ⅰ：500円/月 Ⅱ：250円/月
	看護体制強化加算	550円/月
	ターミナルケア加算	2500円
	複数看護師訪問加算	254円/月(30分未満) 402円/月(30分以上)

※上記金額に、地域区分別（7級地）の単価を加えた金額となります。

【医療保険対応】

- ※ 40歳未満の医療保険加入者とその家族
- ※ 40歳以上 65歳未満の 16 特定疾病患者以外の方
- ※ 65歳以上で要支援、要介護に該当しない方、また申請していない方
- ※ 要支援、要介護と認定された方で
  - ・ 末期の悪性腫瘍
  - ・ 厚生大臣が定める疾病など
  - ・ 急性増悪期等で特別指示書交付 14 日間  
(気管カニューレ使用・真皮を超える褥瘡の状態⇒月 2 回算定可)
  - ・ 精神障害者施設への訪問
- ◆ 尚、医療費に関しましては個々で負担額を説明させていただきます。

8.高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
(1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
(2) 個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
(3) 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9.苦情申立窓口

利用者相談窓口	・ 訪問看護ステーション ほっとプラザ TEL : 0745-70-0051 FAX : 0745-70-0050 担当者 有地 美蘭 ・ 奈良県国民健康保険団体連合会 TEL : 0120-21-6899 FAX : 0744-21-6822 ・ 斑鳩町役場 福祉課 TEL : 0745-74-1001 FAX : 0745-74-1011
苦情対応	苦情内容の把握。 検討会等を開催し、改善策を検討。 改善の実施・指導。利用者様に説明、同意を得る。 研修や教育を行い、再発防止に努める。

10.事故発生時について

事故発生時は市町村、当該利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
---

11.緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	有地 美蘭
	住所	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 2-7-15
	電話番号	0745-70-0051

12.重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 8 条の規定に基づき、利用者および代理人に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 2-7-15
	名称	西和メディカルケアサービス株式会社
	代表者名	尾崎 勝彦
	事業所名	訪問看護ステーション ほっとプラザ
	事業所管理者	有地 美蘭 印
説明者氏名	有地 美蘭 印	

上記内容の説明を事業者から重要事項説明書に基づいて説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印